

専決処分第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決する。

平成24年5月10日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|---|-----|
| 1 | 相手方 | 住所 | (略) |
| | | 氏名 | (略) |
| 2 | 事故の概要 | 平成24年2月22日、町道川ノ内芳川線において、夜間自動車
で走行中、道路上の落石に乗り上げ、車両底部を破損したもの | |
| 3 | 損害賠償金 | 金378,686円
内訳（車両修理費用） | |